

投票立会人確保のための「オンライン立会」の実施

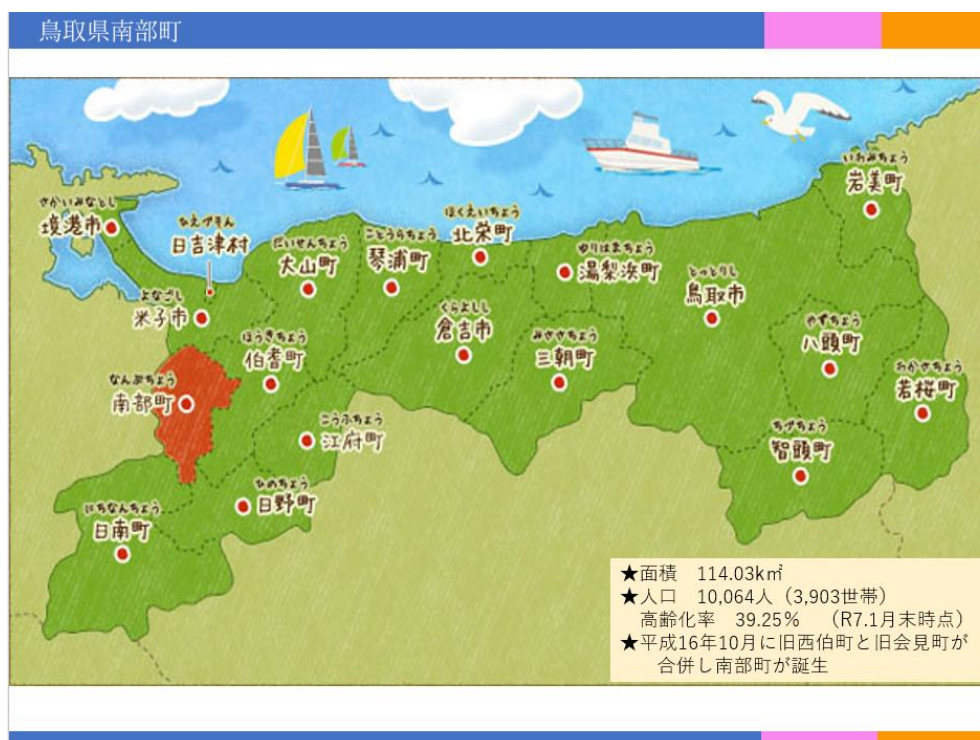
取組のあらまし

- 取組団体 鳥取県南部町
- 取組内容 立会人不足や移動負担の軽減を目的に、国政選挙でオンライン立会を導入。遠隔地からの立会が可能となり、高齢者等の参加促進や投票率向上に寄与。
- 推進体制 4名（令和7年度）
- 予算等 歳出：備品購入費 368,720円（オンライン投票立会用パソコン、ディスプレイ等）
歳入：地域民主主義再興事業補助金（鳥取県） 368,720円（令和6年度）

1 鳥取県南部町の概要

- 人口 10,099人 令和7年1月1日現在（住民基本台帳人口）
- 職員数 103人 令和6年4月1日現在（一般行政部門）
- 総面積 153.12km² 令和7年10月1日現在（国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」）

図表 1 鳥取県南部町の位置図



出所：南部町提供資料

2 取組の背景・目的

(1) 導入の背景

全国の自治体において、選挙時の投票立会人の確保が年々困難になっている。公職選挙法では、投票所ごとに2名以上の立会人を配置することが義務付けられており、選挙の公平性を担保するうえで欠かせない存在である。しかし、地域社会の高齢化や若年層の都市部流出、地域活動への参加意識の低下などを背景に、立会人の担い手不足が顕在化しており、立会人が確保できず、投票所の統廃合や開設時間の短縮を余儀なくされる事例もみられる。このように立会人確保は多くの自治体に共通する課題であり、鳥取県南部町においても、人口減少と高齢化の進行により、町内で安定的に立会人を確保することが年々困難になっていた。特に、今回オンライン立会を実施した大木屋地区では、平成21年度に投票所が統合（廃止）され、以降は選挙期日に臨時バスを運行してきた。町中心地から遠方に位置するため、住民および立会人の双方にとって移動負担が大きく、投票機会と担い手確保の両面で課題が残されていた。

(2) 検討経緯と導入決定までの流れ

一方で、令和元年の公職選挙法改正により、選挙権を有する者であれば投票区に限らず立会人となれるよう要件が緩和されたことから、この制度改正を契機として、南部町では県の支援を受けつつオンライン立会の導入を検討するに至った。

令和6年第5回選挙管理委員会（9月1日）において、10月13日執行の町長選挙・町議会議員選挙で移動期日前投票所を新設し、同所でオンライン投票立会を実施する方針を決定した。9月30日には、鳥取県と共同でオンライン立会のリハーサルを実施し、映像・音声品質、通信安定性の確認を行った。町長選・町議選は無投票となり実施されなかったが、衆議院議員総選挙において同方式を採用することとし、10月16日に実施された。

3 取組内容

鳥取県においては、県が作成した「オンライン投票立会マニュアル」に基づき選挙事務を実施している。南部町においても、同マニュアルに準拠し、下記のとおり運用している。

(1) 制度設計と準備段階

オンライン投票立会の制度設計においては、機器・施設の設備、立会人の確保、業務説明が重要である。機器は通常の投票設備に加え、オンライン立会用端末を設置し、セキュリティ対策が講じられた。執務場所は干渉のない空間を確保し、必要に応じて施設管理者の許可を得ることとされる。業務説明では、機器操作や緊急時対応を含め、十分な理解を促し、これらの準備により、公正かつ安全なオンライン立会の実施体制が整えられた。

4 本取組の成果と今後の課題

(1) 成果

本取組により、移動期日前投票における立会人確保の在り方に新たな可能性が示された。従来は立会人が投票所まで移動する必要があったが、オンライン立会の活用により負担が大幅に軽減された。これにより、高齢者や身体の不自由な方、人が多い場所が苦手な方など、多様な住民が立会人として参加できる環境が整備された。これらの効果により、より幅広い住民に立会人になっていただくことができ、立会人不足を理由とした投票所の統廃合・閉鎖を防止するうえで、一定の効果が得られた。実際に、大木屋地区では、オンライン立会導入前の投票率が令和4年度参院選で55%、令和5年度県議選で50%だったのに対し、令和6年度衆院選（オンライン導入）では75%に上昇しており、住民の投票意欲向上にも一定の効果が見られた。

当日は、東北大学の河村和徳准教授が現地を視察し、NHKをはじめとする複数の報道機関が取材を行った。取組の様子はNHKの全国ニュースで同日18時台、19時台、21時台に放送されたほか、後日「おはよう日本」でも特集として紹介されるなど、全国的にも注目を集めた。河村准教授は、「これまでいかに選挙人を投票所に向かわせるかという考え方だったが、今後はどうやって投票所の方を選挙人に近づけるかという発想が重要である。外出が難しい高齢者の投票環境を確保するうえで、出張型の投票所は有効である」とコメントしている。また、オンライン投票立会人からは「初めてのことで緊張したが、投票所全体が明確に見え、問題なく立ち会うことができた。誰でも参加できる点で立会人不足の解消につながると思う」との感想が寄せられた。さらに、選挙人からは「不便な地域でも近くで投票でき、集落の住民も喜んでいる」「仕事で遠くまで出られない人にとって、この形は非常に良い」といった肯定的な意見が多く聞かれた。こうした取組に対しては、県外自治体からも関心が寄せられ、高知県内の町からの視察や大阪府内の市からの問い合わせがあるなど、他地域への波及効果も見られる。

(2) 課題

オンライン立会を実施するにあたり、南部町のご担当者様にお話を伺ったところ、いくつかの課題も挙げられた。まず、端末やネットワーク機器の設定など、実施準備に一定の時間と手間を要する点が挙げられる。特に、移動期日前投票所で実施する場合には、限られた時間の中でスムーズに環境を構築する必要があるため、簡単で迅速な設定手順の整備が必要である。

また、オンライン立会に必要な経費については、国や県の選挙では投票所経費や期日前投票所経費として認められない可能性があり、自治体独自で負担する必要がある点も課題として挙げられている。安定的な運用のためには、財源の確保や制度面での整理が求められる。

さらに、移動期日前投票において最も効果が期待される一方、携帯キャリアによっては電波が不安定または圏外となる場所がある。このため、移動期日前投票所の設置場所の選定や、現地での通信環境の確保が必須となる。これは、将来的な選挙システムのオンライン化全般に共通する課題でもあり、地域の通信インフラ整備と併せて検討が必要な事項である。

関連・参考資料

鳥取県「投票率低下防止等に向けた政治参画のあり方研究会」報告書

https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1343766/231226_gaiyoul.pdf

鳥取県「オンライン投票立会マニュアル」

https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1368833/20240930_onlinetachiaimanual.pdf